

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-35)

別紙1

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				担当部局名	総合環境政策局 環境経済課 総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境経済課長 大熊 一寛 環境計画課長 近藤 智洋				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				目標設定の考え方・根拠	国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律		政策評価実施予定時期 平成27年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 環境産業の市場規模(兆円)	約79	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
2 環境産業の雇用規模(万人)	約205	18年度	増加傾向の維持	-	約243	調査中	-	-	-	-	-	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	別紙のとおり				各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。					
4 環境報告書公表企業(上場/非上場)(%)	約30/約12	13年度	増加傾向の維持	-	71.1/31.5	調査中	-	-	-	-	-	環境経営を促進することにより、環境報告書公表企業が増加することとなるため。
5 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名機関数(機関)	177	23年度	増加傾向の維持	-	186	189	-	-	-	-	-	環境金融の普及促進を行うことにより、環境金融に関心を有する金融機関数が増加し、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数が増加することとなるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)	18(25)	17(27)	41(35)	45	3	グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。またグリーン購入法に関するブロック説明会を行うことにより、国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。地方公共団体の環境物品等に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。						279
(2) 環境表示の信頼性確保のための検証事業(平成21年度)	122(69)	28(9)	12(5)	0	3	グリーン購入法に定められる特定調達品目に対して、科学的手法による製品テストを行い、その検証結果等を積極的に情報提供することによって、環境表示の信頼性を確保する。これにより、信頼性が確保された環境物品等が市場に積極的に提供され、グリーン購入の拡大に寄与する。						280
(3) 製品対策推進経費(平成13年度)	21(42)	27(20)	40(26)	31	3	事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進し、グリーン購入の普及啓発を図る。事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことにより、民間団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。						281
(4) 国等における環境配慮契約等推進経費(平成20年度)	38(27)	34(27)	27(24)	23	3	環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関する全国説明会を行うことにより、国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及推進を行う。国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組を拡大することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。						282
(5) 税制全体のグリーン化推進検討経費(平成14年度)	15(17)	19(16)	29(27)	27	1, 2	地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行い、本結果に基づき、税制全体のグリーン化に関する税制改正要望に反映する。						283
(6) 企業行動推進経費(平成15年度以前)	68(59)	52(44)	98(95)	83	1, 2, 4, 5	エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、環境情報の信頼性向上の手引きの改訂、環境コミュニケーション促進のための事業の推進等により、企業の環境配慮が促進される仕組みづくりを行う。各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。これにより、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現していく。						284

(7) 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(平成19年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1、2、5	金融機関が行う環境に配慮した企業に対する融資制度(環境配慮型融資)のうち、地球温暖化防止のための融資事業に対し、当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行う。環境配慮型融資を通じて温暖化対策設備投資に係る融資に対して利子補給を行うことにより、環境配慮型融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化防止のための設備投資等を促進する。本利子補給事業は、5年以内にCO2排出原単位を5%改善又はCO2排出量を5%削減するという誓約を条件としているため、毎年平均1%のCO2排出削減がなされると見込まれる。なお、本事業は平成25年度より新規採択を終了し、段階的に廃止することとしている。	011
(8) 家庭・事業者向けエコリース促進事業(平成23年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1、2、5	家庭及び事業者(大企業を除く)が、環境省が定める基準を満たす低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%又は5%(東北三県に係るリース案件については10%)を補助する。リース料の一部を助成し、家庭・業務・運輸部門における低炭素機器の普及拡大を図ることにより、経済成長を促進するとともに、地球温暖化対策を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額17.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約5.3%であることから、低炭素機器の設備投資額約326億円の効果があると見込む。	008
(9) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)(関連:26-41)	-	-	-	-	1、2	経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査(環境短観)、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。	307
(10) 地域低炭素投資促進ファンド創設事業(平成25年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1、2、5	一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を動員するため、以下の業務を行う基金を造成する。 (1)出資事業 リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶものが多いこと等に起因するリスクが高く民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトについて、CO2削減効果を審査・評価し、民間資金による投資の呼び水とすべく、サブファンド、SPC等に出資する基金を民間団体等に造成する。 (2)利子補給事業 金融機関の融資に環境配慮を組み込むことにより、環境金融の拡大を推進するとともに、融資における利子負担を軽減することにより、低炭素化プロジェクトにおける資金調達を円滑化するため、金融機関を通じて地球温暖化対策に係る費用について利子補給を行う。利子補給対象は、金融機関が、①企業の環境格付を通じて金利を優遇する環境格付融資、又は②融資判断に当たってプロジェクトによる環境影響の調査等を求める環境リスク調査融資を行うもの。	015
施策の予算額・執行額	282 (239)	177 (143)	247 (212)	208	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

## 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値		目標値		年度ごとの目標値			
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値					
			24年度	25年度	26年度	27年度		
地方公共団体	-	-	100%	H27年度	-	-	-	100%
					81.3	82.5		
上場企業	-	-	約50%	H27年度	-	-	-	約50%
					78.6	調査中		
非上場企業	-	-	約30%	H27年度	-	-	-	約30%
					60.2	調査中		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-36)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 近藤智洋					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上							
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・政令市・中核市・特例市は実行計画(区域施策編)を策定することとされている。	政策評価実施予定時期	平成27年6月					
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度	
1	都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	30年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、政令市・中核市・特例市は国の計画を勘案し実行計画(区域施策編)の策定をすべきと定められているため
2	政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	30%	27年度	-	-	-	30%	-	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、特例市未満の地方公共団体は国の計画を勘案し実行計画(区域施策編)の策定に努めることとされているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度									
(1)	公害防止計画策定経費(昭和45年度)	5 (1)	3 (1)	2	2	-	・公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施 ・各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成26年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域121市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる ・現況調査実施地域数:21地域(アウトカム目標:設定なし)	285					
(2)	地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	・自治体における実行計画策定状況を調査し、その計画内容について詳細に分析・評価を実施。その結果を格付けし、自治体に対してフィードバックし、取組が遅れている自治体の対応を促す。 ・自治体職員を対象として集中講座を開催し、実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 ・有識者を集め、具体的な低炭素地域づくり戦略やそのための仕組みづくり、自治体の取組の定量評価手法等を検討。その結果を踏まえてマニュアル等を随時更新し、自治体の取組を促すとともに、国による各種支援措置等の取組の効果をチェックする。	新26-004					
(3)	低炭素地域づくり集中支援モデル事業(平成23年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	技術は確立されているが、効果検証がされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等の実証等を行うことにより、低炭素な地域づくりのための具体的な取組を支援する。	009					
(4)	再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューデール基金)(平成24年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	・平成21年度に造成した地域グリーンニューデール基金制度を活用し、都道府県及び政令指定都市が実施する地域主導での再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立・分散型のエネルギー供給システムの導入を支援する。 ・再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く、低炭素な小さい地域づくり」が全国に展開できると見込んでいる ・事業実施自治体数:21自治体(CO2削減効果:約7,557t-CO2/年<※事業終了後における効果>)	010					
(5)	地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)(平成25年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	地域循環型バイオガスシステムの実現可能性の高い地域において、協議会を設置し、地域循環型バイオガス製造施設の導入、運用を行い、課題の整理やその克服方法の検討を行う。平成25年度採択2事業体。	013					
(6)	住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業(平成25年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1, 2	地球温暖化対策推進法に基づき「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」等の行政計画に位置づけられる対策の検討、更に、それらの計画目標達成に資する民間事業者が策定する「集約都市開発事業の計画等」を対象に、低炭素効果推計手法等を用いた二酸化炭素排出量の削減シミュレーション、「サステナブル都市再開発アセスガイドライン」に沿った周辺自治体・地元研究機関・住民等の検討会、ワークショップやアンケート調査の実施等に関する支援を行うことにより、低炭素型の土地利用・交通対策、面的エネルギー対策、都市再開発事業の促進を目指す。	014					

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (平成26年度)(関連:26-2)	-	-	-	-	1、2	地方公共団体や民間団体等を対象とし、地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等の取組について、再生可能エネルギーの導入に向けて基盤情報を整備するためのポテンシャル調査、事業化計画・FS調査、設備導入に対する支援を委託や補助により必要に応じて一貫して実施。「低炭素・循環・自然共生」地域の創出を図る。	新26-007
施策の予算額・執行額	84,079 (84,043)	104 (81)	94	2	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-37)

別紙1

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木義光				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の総合的向上						
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				目標設定の 考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章ほか)	政策評価実施予定時期	平成27年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 協働取組の実態数	15	25年度	90	29年度	-	-	-	-	-	90	-	抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に関する協働取組について、協働取組の過程を通じて具現化するとともに各主体が資源や創意工夫を最大限活用した協働を実施することにより環境問題の解決に資するため。 目標値の設定については、全国で確実に取組を進めるため、全国及び地方8ブロック毎に2事業ずつ合計18件とし、年度については平成25年度開始のモデル事業として、環境教育等促進法改正予定にあわせ平成29年度を一つの区切りとする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 地域活性に向けた協働取組の加速化事業(平成25年度)	-	-	100 (76)	82	1	NPO、企業、行政等による協働取組のモデル事業を実施し、ガイドラインの作成等、強度取組の促進を図る。					287	
(2) 環境NPO等ビジネスモデル策定事業(平成21年度)	59 (57)	35 (31)	31 (15)	-	1	環境NPO等、民間活動の自立に向けた支援と環境保全活動事業に対して支援を行い、環境NPO等民間活動の促進を図る。					288	
(3) 地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)	83 (80)	77 (74)	77 (76)	74	1	「環境教育等促進法」第19条に基づき、地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。					293	
(4) 地方環境パートナーシップオフィス推進費(平成18年度)	78 (78)	91 (90)	148 (141)	151	1	「環境教育等促進法」第19条に基づき、全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィスの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。					289	
施策の予算額・執行額	220 (215)	203 (195)	356 (308)	307	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-38)

別紙1

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境教育推進室長 鈴木 義光			
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成をする。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他)</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)</li> <li>・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(第4章他)</li> </ul>		政策評価実施予定時期 平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市等において作成する行動計画数	-	-	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	国内全体の動向を表す実績値として環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市において作成する行動計画数を指標とするが、行動計画の多寡のみで成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。
2 「+ESDプロジェクト」登録活動数	61	22	300	31	183	212	-	-	-	-	ESDプロジェクトは、ESD活動の「見える化」、「つながる化」によるESDの普及促進及びESD活動の活性化を目標としており、+ESDプロジェクトにおける登録数が増加することで、人々のESD活動への直接的・間接的な参画が促進され、ESDの活性化及び持続可能な社会を担う人材づくりが進むため。目標値の設定については、10年間で活動の広がりが一定規模に達すること想定して、1年につきおよそ平均30件(各地方ブロックあたり平均4~5件程度)の活動数の増加を見込んで計300件とする。
3 小中学生を対象とした地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの実証数	47	25	141	27	-	47	47	47	-	-	人材育成事業では、持続可能な社会づくりの担い手育成及び地域のESD推進体制構築を目指しており、学校現場等におけるESDプログラムの実証を通じて、地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの作成を行う。実証授業の実施により、ESDの視点を取り入れた環境教育に触れる児童生徒数が着実に増加し、周辺地域への波及・広域化も見込まれるため。目標値の設定については、全国で確実に取組を進めるため、1都道府県当たり1つの学校での実証として、合計47件とし、年度については平成25年度開始のモデル事業として、平成27年度を一つの区切りとする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度								
(1) 環境教育強化総合事業	179 (147)	102 (86)	102 (137)	99	1, 2	ESD活動の活性化や促進のための施策の推進、大学生等将来の環境教育の担い手育成や企業が行う社員向け環境教育の促進、教職員及び地域の環境活動リーダーへの環境教育研修の実施、環境カウンセラー登録制度を活用した市民団体等への助言・指導等、総合的な施策を展開することで持続可能な社会づくりを環境教育の面から推進する。	291				
(2) 大震災の経験を踏まえた持続可能な社会づくり事業	-	68 (28)	21 (25)	20	1	東日本大震災の経験を踏まえ、新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の促進を図る。	292				
(3) 地域活性化を担う人材育成事業	-	-	183 (165)	183	1, 3	ESDの視点を取り入れた小中学生向け環境教育プログラムの作成、教職員NPO、事業者、行政等によるワークショップの開催を通じたプログラムの検証や理解の深化、出前授業等を活用した教育現場等での実証の実施により、持続可能な社会を担う人材を育成する。	294				
(4) 環境教育推進事業	-	7 (6)	5 (5)	6	1, 2	環境カウンセラーに対して環境分野の最新の情報や技術に関する研修を実施し、その活動を支援することで、市民活動や事業者に対する環境保全活動等に対する適切な助言活動等を行い、地域の環境保全活動の促進を図る。	291				
(5) 国連大学拠出金	160 (160)	160 (160)	160 (160)	160	1	国連大学が進めるRCE事業の支援やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力することで、世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。	290				
(4) 持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議	-	-	-	107	1	「ESDに関するユネスコ世界会議」を開催し、開催国かつDESD提唱国としてリーダーシップを発揮する。	新26-032				
施策の予算額・執行額	339 (307)	336 (279)	471 (492)	574	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日)</li> <li>・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画「第4章他」(平成23年6月3日改定)</li> </ul>					